

# 琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係 協定調印に関する反響、意見(2) (沖縄自治体決議、団体個人意見)

|       |   |
|-------|---|
| メタデータ | 言語:<br>出版者:<br>公開日: 2019-02-05<br>キーワード (Ja):<br>キーワード (En):<br>作成者: -<br>メールアドレス:<br>所属:       |
| URL   | <a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43570">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43570</a> |

屋良主席談話

秘密標記 (赤色)

アメリカ局長  
参事官  
北米第一課長

信送手  
送中

第 357 号

昭和 46 年 6 月 24 日

外務大臣 殿

在 準備委代表事務所  
高瀬 代



写米 (2/8)

要領  
首席事務官  
総務課  
航空課  
電務課  
情報課  
査察課

(件名) 沖縄返還協定調印についての屋良主席談話

引用公・電信  
日付・番号 往電才 639 号

本件屋良主席談話2部別添送付あり。

付函添付  付函空便 (行)  付函空便 (DP)  付函船便 (貨)  付函船便 (郵)

本信送付先：  
本信写送付先：  
配付先：



行政主席談話

昭和46年6月17日

100

#### 行政主席談話

私は、沖縄返還協定の調印式を、県民の皆さんと共にテレビを通し、厳粛な気持で見守りました。

私は、苦難に満ちた戦後20数年の歩みを顧み、さらに郷土沖縄の歴史に思いをはせ、誠に感深いものがあります。

終戦以来、祖国に帰る日のあることを固く信じ、あらゆる困難を乗り越えてひたすらに祖国復帰を要求し続けてきた100万県民の悲願、ならびに1億国民の民族的宿願が、ついに達成されるのであります。

復帰までにはなお、日米双方における国会の審議、さらに批准の手續などが残っていますが、国内的措置は別として、返還の内容はこの協定でほとんど決まったわけであります。

私は、返還交渉は相手のあることでもあり、県民ならびにわが国の要求が必ずしも全部満たされるものではないことを理解し、また、佐藤総理大臣、愛知外務大臣おはじめ関係者の皆さんのご苦心とご努力についても、これを多とし敬意を表するものであります。

しかしながら、県民の立場から見た場合、私は協定の内容には満足するものではありません。

平和条約第8条に基づき施政権が米国に委ねられたことにより、  
沖縄には米国の恣意のままに膨大かつ特殊な軍事基地が建設され、  
県民は絶えずその不安にさらされてきました。

私は、沖縄が復帰するにあつては、この基地にまつわる不安  
が解消されることを念願し、直ちにそれが全面的には叶えられな  
いにしても、基地の様相が変わつて県民の不安を大幅に軽減する  
ことを強く求めてまいりました。

ところがこの協定は、「沖縄にある米軍が重要な役割を果たし  
ていることを認めた」1969年11月21日の日米共同声明を  
基礎に返還を実施することをうたつております。

「本土並み」といつても、那覇航空基地、与儀ガソリン貯蔵地、  
ホイール・エリア、本部飛行場その他一部が返されるだけで、嘉  
手納空軍基地、海兵隊基地、瑞慶覧陸軍施設、第2兵站部、那覇  
軍港、宜野湾・読谷飛行場等をはじめ主要基地はほとんどそのま  
ま残り、さらにSR-71や第7心理作戦部隊等本土にはない特殊  
部隊も撤去されず、暫定とはいえVOAも存続するなど、県民の  
切実な要望が反映されておりません。

私は、基地の形式的な本土並みには不満を表明せざるを得ません。

平和条約第8条に基づき施政権が米国に委ねられたことにより、  
沖縄には米国の恣意のままに膨大かつ特殊な軍事基地が建設され、  
県民は絶えずその不安にさらされてきました。

私は、沖縄が復帰するにあつては、この基地にまつわる不安  
が解消されることを念願し、直ちにそれが全面的には叶えられな  
いにしても、基地の様相が変わつて県民の不安を大幅に軽減する  
ことを強く求めてまいりました。

ところがこの協定は、「沖縄にある米軍が重要な役割を果たし  
ていることを認めた」1969年11月21日の日米共同声明を  
基礎に返還を実施することをうたつております。

「本土並み」といつても、那覇航空基地、与儀ガソリン貯蔵地、  
ホイール・エリア、本部飛行場その他一部が返されるだけで、嘉  
手納空軍基地、海兵隊基地、瑞慶覧陸軍施設、第2兵站部、那覇  
軍港、宜野湾・読谷飛行場等をはじめ主要基地はほとんどそのま  
ま残り、さらにSR-71や第7心理作戦部隊等本土にはない特殊  
部隊も撤去されず、暫定とはいえVOAも存続するなど、県民の  
切実な要望が反映されておりません。

私は、基地の形式的な本土並みには不満を表明せざるを得ません。

私は今後とも、県民世論を背景にして基地の整理縮小を要求し  
続けます。  
「核抜き」についてはかなり明らかにはなつたものの、間接的  
表現に止まり明確な保証はなく、不安を残しております。  
対米請求権についても、復元補償につき米国が恩恵的支払いを  
する等のほかは、あらかた放棄されてしまいました。これにつ  
いては国が責任をもつて補償する旨明確にすることを要請します。  
資産引継ぎも有償となり、それらはもともと県民に帰属すべき  
もので無償であるべきとする県民の要求には沿っておりません。  
復帰の日が未確定のまま残されたことも、県民の心を不安定に  
し準備に支障をきたすものであり、早急に確定するよう要望します。  
以上申し上げましたように、協定の内容に県民の切なる要望に  
は程遠い面のあることは遺憾であります。  
しかし、いずれにしましても、返還協定は調印されたのであり  
ます。まさに歴史的瞬間であります。  
私は、さる大戦において祖國の勝利を信じつつ散華された幾多  
の英霊に対し、このことを謹んでご報告申し上げ、ここに至るま  
での100万県民のご労苦を謝し、佐藤総理大臣、愛知外務大臣

私は今後とも、県民世論を背景にして基地の整理縮小を要求し  
続けます。  
「核抜き」についてはかなり明らかにはなつたものの、間接的  
表現に止まり明確な保証はなく、不安を残しております。  
対米請求権についても、復元補償につき米国が恩恵的支払いを  
する等のほかは、あらかた放棄されてしまいました。これにつ  
いては国が責任をもつて補償する旨明確にすることを要請します。  
資産引継ぎも有償となり、それらはもともと県民に帰属すべき  
もので無償であるべきとする県民の要求には沿っておりません。  
復帰の日が未確定のまま残されたことも、県民の心を不安定に  
し準備に支障をきたすものであり、早急に確定するよう要望します。  
以上申し上げましたように、協定の内容に県民の切なる要望に  
は程遠い面のあることは遺憾であります。  
しかし、いずれにしましても、返還協定は調印されたのであり  
ます。まさに歴史的瞬間であります。  
私は、さる大戦において祖國の勝利を信じつつ散華された幾多  
の英霊に対し、このことを謹んでご報告申し上げ、ここに至るま  
での100万県民のご労苦を謝し、佐藤総理大臣、愛知外務大臣

おはじめ、関係者の皆様のご努力に敬意を表し、さらにこれまで  
で沖縄について絶えず関心を寄せ、ご支援ご配慮を賜りました  
1億同胞のご厚情に深く感謝し、今後とも沖縄のためにお力を貸  
していただくようお願い申し上げます。

いよいよ念願の復帰が目前に近づいたのであります。しかしな  
がら反面、なお幾多の困難な問題もあり、県民には不安もあり心  
配もあります。

これは新生沖縄の陣痛とも申すべきものであり、私は、県民各  
位が決意を新たにし、苦難にも耐えて、必ずやそれを乗り切つて  
いかれるものと確信しております。

この歴史的な大転換期に当り、私たちはお互いならびに子女孫々  
の歴史と運命を開拓していく決意を固め、思想・信条または立場  
の相異を超越して、100万県民の英知と総力を結集し、真に平  
和で豊かな新生沖縄の建設に努力することを誓うものであります。

昭和46年6月17日

琉球政府  
行政主席 屋良朝苗

4



秘密表示(朱印)  
平文

|      |        |     |    |
|------|--------|-----|----|
| 部数指示 | 発信用    | 執務用 | 備考 |
| 主信   | /      | /   |    |
| 付    | あり(各1) |     |    |
| 紙    |        |     |    |

発送日 昭和46年7月9日  
 処理日  
 発信タイプ 検査

文書課長 (印) 公 信 案 (分類)

|                             |               |         |              |
|-----------------------------|---------------|---------|--------------|
| 公 信 番 号                     | 米北 / 第 1153 号 | 公 信 日 付 | 昭和 46年 7月 9日 |
| 大 臣                         | 主管            | 起案      | 昭和46年 7月 8日  |
| 政務次官                        | アメリカ局長        |         |              |
| 事務次官                        | 参事官           |         |              |
| 外務審議官                       | 北米才一課長        | 起案者     | 1R中          |
| 外務審議官                       |               | 電話番号    | 2465         |
| 官房長                         |               |         |              |
| 協議先                         |               |         |              |
| 受信者                         |               | 発信者     |              |
| 在米 半場大使                     |               | 外務 大臣   |              |
| 写送付先                        |               | (希望発送日) |              |
| 件 名                         |               |         |              |
| 公 信 転 報 (沖繩返還協定調印上りの屋良主席談話) |               |         |              |
| 9                           |               | 2       |              |
| GA-2                        | 外務省           | 回覧番号    |              |

米北 / 第 1153 号  
 昭和 46年 7月 9日

在 米 大 使 殿

外 務 大 臣

公 信 転 報 (沖繩返還協定調印上りの屋良主席談話)

本件に関する下記公信(1)通を転報する。

記  
 46年 6月 24日 在沖繩 高瀬大使 発本大臣 へて 第 357 号

付 属 添 付

GA-4

外務省